

平成30・31年度葛城市建設工事等入札参加資格審査申請要領

奈良県葛城市

平成30・31年度に葛城市が発注する建設工事、測量及び建設コンサルタント等の請負又は業務委託並びに建設工事等に係わる物品の製造等の競争入札に参加しようとする方は、次により入札参加資格審査申請書（指名願）を提出してください。この申請をもとに作成される名簿は、市長部局をはじめとし、教育委員会、水道事業部の発注する建設工事等の競争入札に使用されます。

※今回の指名願は基準年であるため、業者登録を希望される方はすべて申請する必要があります。

<p>受 付 対 象 者</p>	<p>次の各号に掲げる方で成年被後見人及び被保佐人並びに破産者でない方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 建設業法による許可業者</li> <li>2) 測量法による登録業者</li> <li>3) 建築士法による登録業者</li> <li>4) 建設コンサルタント登録規定による登録業者</li> <li>5) 地質調査業者登録規定による登録業者</li> <li>6) 補償コンサルタント登録規定による登録業者</li> <li>7) その他コンサルタント登録規定による登録業者</li> <li>8) 物品（建設工事関係・一般物品・役務の提供）の製造・供給業者</li> </ol>
<p>欠格要件</p>	<p>次の各号に該当する方は、入札参加資格審査を受けることができません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者</li> <li>2) 令第167条の4（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった日から2年経過していない者</li> <li>3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者</li> <li>4) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者</li> <li>5) 建設工事の入札参加資格審査の申請をする者にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受けていない者</li> <li>6) 測量・建設コンサルタント等業務及び物品の製造販売・役務の提供等の入札参加資格審査の申請をする者にあつては、それぞれ、営業に関し法律上必要とする資格の取得、登録・許可等を受けていない者</li> <li>7) 個人、法人の役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者</li> <li>8) 国税及び地方税を滞納している者</li> </ol>
<p>受付期間</p>	<p>平成30年2月1日(木)～平成30年2月28日(水)（午前9：00～午後4：00） ただし、正午より午後1時の間、土曜日・日曜日・祝日は受付致しません。 ※郵送の期限（平成30年2月19日）</p>
<p>提出場所</p>	<p>葛城市役所 新庄庁舎 総務部 総務財政課 〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地 TEL 0745-69-3001 FAX 0745-69-6456</p>

提出方法	<p>持参又は郵送とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持参の場合は、平成30年2月28日までに申請内容を説明できる方が持参してください。</li> <li>・郵送の場合は、書留郵便で封筒の表に朱書きで「資格審査申請書在中」と明記し、返信用封筒(82円切手貼付)を必ず同封のうえ、<u>郵送の期限(平成30年2月19日)までに到着すること。</u></li> <li>・行政書士等が代行で申請書類を作成し提出する場合は、その者の資格、住所・氏名及び電話番号を欄外に記載してください。</li> </ul>		
提出書類	<p>書類サイズは日本工業規格A4版とし、<u>クリップ留め又はひも綴じ</u>で提出してください。(ファイル綴じは不要です。)</p> <p><u>次の各業種ごとに指定しています申請書等を番号順に綴り、「全業者共通書類」はその後ろに綴じてください。</u></p> <p><b>※書類に不備があるときは、受付ができませんのでご注意ください。</b></p> <p>【注意事項】申請書類等に虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった場合は、競争参加資格の認定を受けることができません。また認定を受けた後でそれらの事実が判明したときは、認定が取り消されることがありますのでご注意ください。</p>		
<b>書 類 内 容 ( 提 出 部 数 は そ れ ぞ れ 1 通 で す 。 )</b>			
全業者 共通書類	<p>① (申請者が法人の場合) 商業登記簿謄本(写し)又は履歴事項全部証明書(写し)・・・管轄の法務局で発行 (申請者が個人の場合) 代表者が、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者でない証明書(写し)・・・市役所等で発行</p> <p>②印鑑証明書(写し)・・・法人の場合は法務局、個人の場合は市役所等で発行</p> <p>③使用印鑑届(原本) (共通様式1又は必要事項の記載のある任意様式も可)</p> <p>④委任状(原本) (共通様式2又は必要事項の記載のある任意様式も可)</p> <p><b>※代理人に期間を通して権限を委任する場合のみ提出。ただし、市内本店業者の方は委任を認めていませんのでご注意ください。</b></p> <p>⑤納税関係書類の写し(市税は、写し不可)</p>		
	市内本店業者及び 市内業者(営業所等)	市税、県税及び国税(消費税及び地方消費税を含む。) <b>※市内に営業所等のある業者を含みます。</b>	すべての税目について未納または滞納がない旨の証明書
	県内業者	県税及び国税(消費税及び地方消費税を含む。) <b>※県内に委任を受けた支店・営業所等のある県外本店業者を含みます。</b>	
	県外業者	国税(消費税及び地方消費税を含む。)	
<p>注1 代表者が市内在住の場合は、代表者個人にかかる市税についても納税証明書が必要です。</p> <p>注2 市税の納税証明書は必ず原本(写し不可)を添付してください。</p> <p>注3 国税については、所轄税務署発行の納税証明書(様式その3の2[申告所得税]又はその3の3[法人税])を添付してください。(指定の様式以外の証明書は不可)</p> <p>注4 添付書類のうち①②⑤については、提出日前3ヶ月以内に発行したものに限りです。</p> <p>⑥誓約書(原本)・・・葛城市指定様式があります。(共通様式3)</p> <p>⑦事務所等の外観写真(商号等の看板が写っているもの)・・・市内本店業者及び市内業者(営業所等)のみ</p>			

<p>建設工事</p>	<p>①申請書  <b>A：市内本店業者（葛城市様式）</b>  建設工事等入札参加資格審査申請書（葛城市様式①-1）  建設工事の業種登録申出書（葛城市様式①-2 又は様式①-3）  建設用機械器具の保管状況の分かる写真（建設用機械器具を保有している場合のみ）  <b>B：市内本店業者以外</b>  国土交通省様式①-1、①-2、③-2（宛名は「葛城市長」とし、申請年度を「平成30・31年度」としてください。）</p> <p>②建設業許可証（写し）</p> <p>③工事経歴書（直前2ヶ年分）</p> <p>④経営事項審査結果通知書（写し）  （審査基準日が平成28年10月1日から平成29年9月30日までとする最新のもの）</p> <p>⑤建設業退職金共済事業加入履行証明書（写し）  ※証明書未添付又は未加入の場合は、理由書(任意様式)を添付すること。</p> <p>⑥技術者名簿  <b>A：市内本店業者（葛城市様式②-1及び②-2、資格を証する書面の写し、雇用関係を証する書面の写し、経審添付の名簿）</b>  <b>B：市内本店業者以外（経営事項審査申請書に添付の技術職員名簿）</b>  なお、技術者数の変更が生じている場合は、平成30年2月1日現在の修正した名簿と併せて、追加者の技術検定合格証明書、監理技術者資格者証等の写しを添付してください。</p> <p>⑦営業所等一覧表（葛城市様式③ 又は必要事項の記載のある任意様式も可）  ・本店及び支店・営業所（常時建設工事の請負契約を締結する事務所）を記載してください。</p> <p>⑧経営事項審査を受けていない方は、直前1年の事業(営業)年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又は直前1年（平成29年分又は平成28年分）の所得税の確定申告書の写し）を添付してください。</p>
-------------	---

<p>測量・建設等 コンサルタント</p>	<p>①申請書（国土交通省様式①-1～-3、② 様式②は、業態調書（測量・建設コンサルタント等））  [宛名は「葛城市長」とし、申請年度を「平成30・31年度」としてください。]</p> <p>②営業所等一覧表（国土交通省様式③）</p> <p>③測量等実績調書（直前2ヶ年）</p> <p>④技術者経歴書（国土交通省様式④）</p> <p>⑤業務に関し、法令上必要とする登録の証明書及び許可証（写し）</p> <p>⑥財務諸表  法人：直前1年の事業(営業)年度の「貸借対照表」「損益計算書」及び「株主資本等変動計算書」  個人：直前1年の事業(営業)年度の「貸借対照表」「損益計算書」又は所得税の確定申告書等（写し）</p>
---------------------------	--

<p>物品・役務の提供</p>	<p>①申請書（葛城市様式①）  ・希望する営業種目（別紙営業種目区分表に定めた業種の中から3業種まで申請することができます。ただし、市との取引に常に応じられる業種に限ります。）</p> <p>②営業概要書（葛城市様式② 3部形式）</p> <p>③営業所一覧表（葛城市様式③ 又は必要事項の記載のある任意様式も可）</p> <p>④業務に関し法令上必要とする登録、許可等の証明書（写し）</p> <p>⑤財務諸表  法人：直前1年の事業(営業)年度の「貸借対照表」「損益計算書」及び「株主資本等変動計算書」  個人：直前1年の事業(営業)年度の「貸借対照表」「損益計算書」又は所得税の確定申告書（写し）</p> <p>⑥印刷製本業務調書（葛城市様式④ 2部形式）  （この調書は印刷類としてA-1～A-4を申請する場合のみ提出してください。）</p> <p>⑦建物管理業務調書（葛城市様式⑤ 2部形式）  （この調書は希望する業種Q-1として「建物管理」を申請する場合のみ提出してください。）</p> <p>⑧販売納入先実績一覧表（直前2ヶ年）  営業概要書（葛城市様式②）の5「過去2年間の契約実績」に書ききれない場合は、別紙として任意の様式で提出してください。</p>
<p>有効期間</p>	<p>平成30年4月1日～平成32年3月31日の2ヶ年  建設工事業者は、経営事項審査結果通知書の最新のものを持時提出してください。</p>

※ 建設工事（市内本店業者）及び物品・役務の提供の申請書様式については、葛城市指定様式を使用してください。様式は、葛城市のホームページからダウンロードできます。（指定様式以外は受付できません。ただし、「必要事項の記載のある任意様式も可」とするものを除きます。）

→<http://www.city.katsuragi.nara.jp/>

※ その他

- 1 公共建設工事を請け負おうと希望する場合は、建設業法に基づく経営事項審査を毎年一定の時期に受け、結果通知書の写しを提出しなければ一定額以上の契約を締結することはできません。
- 2 入札参加資格審査の結果については、受付票の交付をもって登録されます。ただし、申請書類に不備があると登録されませんので、申請時に不足書類等がある方は、受付期限（平成30年2月28日）までに必ず補正等を行ってください。

※ 上記の事項についての問い合わせ先

葛城市役所 総務部 総務財政課（管財係）  
〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地  
TEL 0745-69-3001 FAX 0745-69-6456

《参考》

◎ 建設工事（市内本店業者以外）、測量・建設コンサルタント等は、国土交通省の様式を使用してください。（様式は国土交通省ホームページよりダウンロードしてください。）

→[http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01\\_hy\\_003654.html](http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_003654.html)